

## 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」の一部改訂について

### 1 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針とは

- 東日本大震災とこれに伴う電力不足による計画停電の経験を踏まえて平成24年3月に作成（令和2年7月、令和3年3月、令和3年8月、令和5年7月一部改訂）
- 区市町村等の関係機関及び関係者向けに、災害時に在宅人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、平常時からの準備及び発災時の支援方法について示したもの
- 人工呼吸器使用者ごとに作成する災害時個別支援計画（災害時の備え及び災害時の行動を予め定めておくもの）の手引を併せて掲載



### 2 背景

- 令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で流行
- 在宅人工呼吸器使用者は、感染した際の重症化リスクが高く、感染防止対策は療養生活を続けていく上で重要であることから、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を反映し、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（以下「指針」という。）を一部改訂（令和3年3月）
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ変更（令和5年5月）

### 3 指針への反映の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となったことから、指針の一部改訂を行う。
- 在宅人工呼吸器使用者に係る感染防止対策の重要性は変わらないため、災害時には新型コロナウイルス感染症だけでなく、他の感染症にも留意するよう文言整理を行う。

### 4 改訂内容

別添のとおり

## 感染症流行期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点

人工呼吸器使用者は、インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等の呼吸器感染症に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。

### 1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について

災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、手洗い等の手指衛生、マスク着用や咳エチケット、三つの密（密閉・密集・密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。

三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。

また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。

### 2) 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行います。密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

### 3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、受入れについて事前に調整しておきましょう。

感染症には、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

## 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針改定案（新旧対照表）

改正後	現行
<p data-bbox="159 384 293 411">&lt;資料 5 &gt;</p> <p data-bbox="282 429 981 459">感染症<u>流行</u>期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点</p> <p data-bbox="159 568 1106 692">人工呼吸器使用者は、<u>インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等の呼吸器感染症</u>に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。</p> <p data-bbox="159 711 882 742">1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について</p> <p data-bbox="159 759 1106 927">災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、<u>手洗い等の手指衛生</u>、マスク着用や咳エチケット、三つの密（密閉・密集・密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。</p> <p data-bbox="159 946 1106 1118">三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。</p> <p data-bbox="159 1136 1106 1214">また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。</p> <p data-bbox="159 1232 439 1262">2) 災害発生時の対応</p> <p data-bbox="159 1279 1106 1358">災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。</p>	<p data-bbox="1137 384 1272 411">&lt;資料 5 &gt;</p> <p data-bbox="1160 429 2107 507"><u>新型コロナウイルス</u>感染症<u>蔓延</u>期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点 <u>(令和 3 年 7 月時点)</u></p> <p data-bbox="1137 568 2145 646">人工呼吸器使用者は、新型コロナウイルス<u>感染症</u>に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。</p> <p data-bbox="1137 711 1861 742">1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について</p> <p data-bbox="1137 759 2145 927">災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、マスク着用や咳エチケット、<u>手指消毒</u>、三つの密（密閉・密集・密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。</p> <p data-bbox="1137 946 2145 1118">三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。</p> <p data-bbox="1137 1136 2145 1214">また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。</p> <p data-bbox="1137 1232 1417 1262">2) 災害発生時の対応</p> <p data-bbox="1137 1279 2145 1358">災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。</p>

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行います。密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

### 3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、[受入れ](#)について事前に調整しておきましょう。

感染症には、[インフルエンザウイルス](#)や新型コロナウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行います。密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

※「[避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）令和2年6月](#)」を参照

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinan-jo-guideline\\_COVID-19.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinan-jo-guideline_COVID-19.html)

### 3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、[受け入れ](#)について事前に調整しておきましょう。

感染症には、新型コロナウイルス [をはじめとした新興感染症や、インフルエンザウイルス](#)、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

また、新型コロナウイルスを含む新興感染症への対策は、感染経路等の解明が進むにつれ変化する可能性があります。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

# 避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

## ～ 東京都避難所管理運営の指針別冊 ～

令和2年6月  
福祉保健局

- 新型コロナウイルス感染症について、大規模な地震や台風、豪雨等の風水害時には、多くの住民が避難する避難所が3密状態により感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策が重要です。
- 必要な**新型コロナウイルス感染症対策**を**事前対策**と**避難所の開設・運営**に分けてまとめています。
- 本ガイドラインは、東京都避難所管理運営の指針の別冊として作成したものであり、区市町村の職員や避難所開設に当たる地域の方等に**分かりやすいよう、事例やイラストなども盛り込んでいます。**



### 主 内 容

<b>〈第一章〉 受入れの 基本的な 考え方</b>	咳・発熱等のある人、濃厚接触者、自宅療養者、一般避難者それぞれの基本的な受入れの考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>濃厚接触者</b>や<b>咳・発熱等の感染疑いの人</b>は、一般避難者とは別に<u>それぞれの専用スペース</u>で受け入れ、症状に応じて医療機関等へ受診(P2)</li><li>➤ <b>自宅療養者</b>は一般の避難所に滞在することは適当でないが、一時的に受入が必要な場合は<u>待機スペースで待機し、ホテル等へ移動</u>(P2)</li><li>※ 自宅療養者等の情報共有は、区市町村と保健所で事前に整理(P2)</li></ul>
<b>〈第二章〉 事前対策</b>	1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知 2. より多くの避難先の確保 3. 避難所内での感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 風水害や震災等に応じた避難行動（在宅避難、垂直避難等）や、<u>避難所に行く際のマスクや体温計等の持ち物</u>を周知(P4)</li><li>➤ <b>ホテル・旅館等</b>を避難先として確保(P5)</li><li>➤ 体育館以外の<b>教室等の活用</b>を検討して施設管理者と調整(P6)</li><li>➤ 一般避難者用スペースは<b>通路幅を1～2m確保</b>できるよう検討(P8)</li><li>➤ 感染の疑いがある人等が使用する空間・動線を<b>専用区域</b>とし、一般避難者用の<b>一般区域と分け（ゾーニング）</b>(P10)</li><li>➤ マスクや非接触型体温計、眼の防護具、ゴム手袋等、感染症対策物資を確保(P11)</li></ul>
<b>〈第三章〉 避難所 開設・運営</b>	1. 台風接近時の事前対策 2. 避難所の設営 3. 避難者の受入 4. 避難所の運営 5. 在宅被災者等への支援 6. 避難所閉鎖後の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>台風接近時</b>は、自宅療養者に<b>在宅避難を前提に避難所等の情報提供</b>(P12)</li><li>➤ 非接触型体温計等を準備した<b>検温・問診所</b>を設置(P13)</li><li>➤ 受入手順に沿って<b>事前に検討した区域に避難者を誘導</b>(P15)</li><li>➤ <b>定期的な換気や清掃・消毒</b>を行い、感染予防を実施(P16, P17)</li><li>➤ 濃厚接触者等の健康観察は、<b>保健所等と連携</b>して実施(P17)</li><li>➤ 在宅被災者等への物資配布は避難所が混雑しないよう避難所周辺に場所を確保</li><li>➤ 避難所閉鎖後は保健所等と相談の上、消毒・換気等を実施(P18) (P18)</li></ul>

※ 本ガイドラインは発行時点の知見を反映したものであり、今後、新たに得られた新型コロナウイルス感染症の知見等を踏まえ更新されるものである。